

平成24年度から 個人住民税の扶養控除が変わります

平成22年度の税制改正により個人住民税の扶養控除が改正され、平成24年度から適用されます（所得税の控除改正は平成23年分から適用されています）。

改正 1 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止

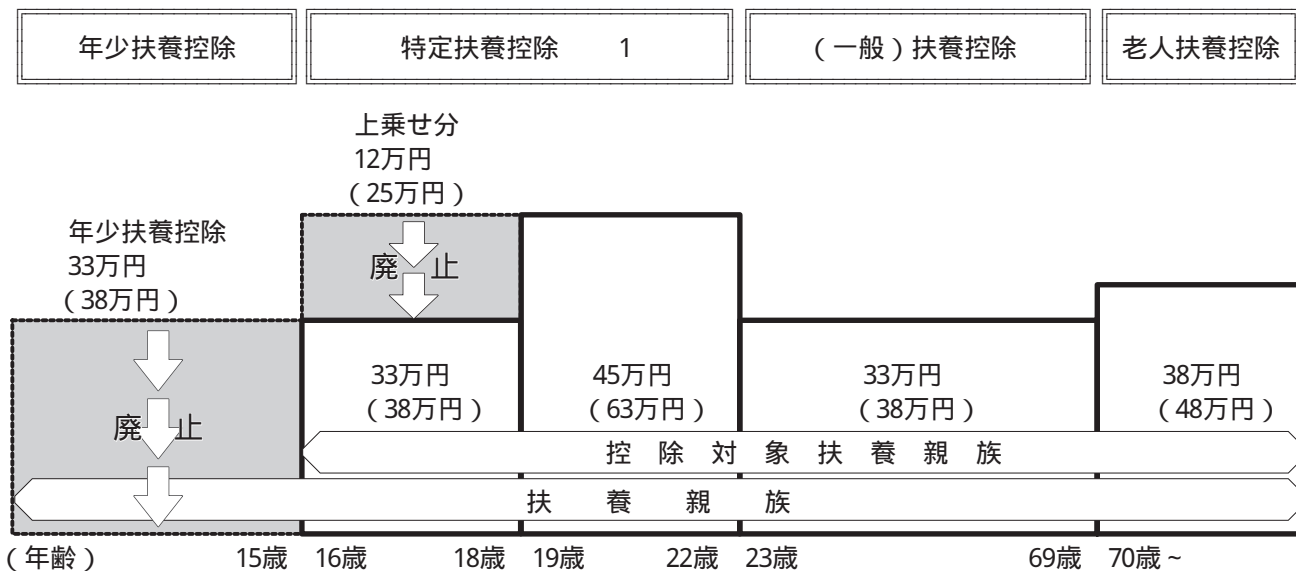
16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。

改正 2 特定扶養親族に係る扶養控除の変更

16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。

なお、特定扶養控除に関して、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）及び70歳以上の老人扶養控除（38万円）についてはこれまでどおりで変更はありません。

年少扶養控除は廃止されますが、個人住民税の非課税限度額を算定する際に扶養親族の人数が必要ですので、年末調整や確定申告などの際には、これまでどおり、16歳未満の扶養親族の申告をお願いします。



- 1 16歳以上19歳未満の特定扶養控除は一般扶養控除に移行します。
- 2 ()内の数字は所得税の控除額です。

扶養親族の申告に関すること・・・事業主（給与担当）へご確認ください。
扶養控除に関すること・・・占冠村役場総務課税務担当までお問い合わせください

お問い合わせ 総務課税務担当 電話：56 - 2125

平成24年度

行政区長紹介

みなさんと行政を結ぶパイプ役として、また、明るい村づくりの推進役としてご活躍いただき新しい行政区長さんです。一年間よろしくお願ひします。

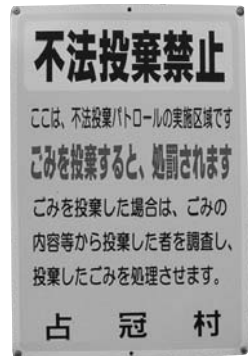
上双珠別	高辻 善春 さん	美園	八木 洋幸 さん
下双珠別	熊崎 正 さん	占冠第一	丸瀬 光夫 さん
中央第二	小峰 勝明 さん	占冠市街	村上 長三 さん
宮下	岩淵 敏雄 さん	上トママ第一	江頭 謙一郎 さん
本通	長谷川 耿聰 さん	上トママ第二	天野 裕幸 さん
千歳	影山 孝 さん	中トママ	伊藤 修 さん
高台	藤本 重克 さん	中央第三	不在

ごみの不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は、地域的美観を損ね、時には自然環境にも深刻な影響を与える場合があります、安全で快適な生活環境を脅かすこととなります。捨てた人が特定できないごみの処分は、基本的には土地の所有者（管理者）が処分しなければならず、一部の心ない違法者のために多くの方が迷惑を被ることは、絶対に許されるものではありません。

●罰則規定があります

不法投棄に対しては厳しい罰則規定があり、違反したものは法律に基づき5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（併科される場合もあります）に処されることとなります。



雪解けが進むと不法に捨てられたゴミが多く発見されます。



不法投棄を発見したときは、ただちに連絡を！
 役場産業建設課環境衛生担当 電話56 - 2173
 富良野警察署占冠駐在所 電話56 - 2110

ゴミに関するお問い合わせは
 役場産業建設課環境衛生担当 電話56 - 2173